

一般社団法人新潟県浄化槽整備協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人新潟県浄化槽整備協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及を図り、もって県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽の設計、施工及び維持管理に関する講習会及び研修会の開催
- (2) 浄化槽に関する正しい知識の普及及び啓発
- (3) 浄化槽に関する調査及び研究開発
- (4) 浄化槽に関する情報の収集及び提供
- (5) 浄化槽行政との連携及び協力
- (6) 機関誌その他の印刷物の発行
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 新潟県内において浄化槽の設計、施工及び維持管理の事業を営む者で、この法人の目的に賛同して入会した者
 - (2) 賛助会員 この法人の事業に密接な関係があり、この法人の目的達成に賛助協力する者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 会員としてこの法人に入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、1週間前までにその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 会員を除名したときは、会長は除名した会員にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

2 会員は前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があった場合は、請求の日から30日以内の日を総会の日とする総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、総会の目的たる事項、日時、場所及びその他法令で定められた事項を記載した

書面により、開催の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上(3号及び4号については4分の3以上)の多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条第1項の定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 正会員は、あらかじめ通知された事項について、理事会で定めるときは、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員は会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその会議において選任された2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員、顧問及び相談役

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上25人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者及び三親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行するとともに第45条第1項の事務局を統括する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成し、総会に報告しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、その他法令及びこの定款の定めるところにより、監事の職務を執行しなければならない。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選定された者が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事は、第19条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定により解任するときは、その役員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、解任の決議を行なう総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第25条 役員には、報酬等を支給しない。ただし、常勤の理事又は監事に対しては、総会において別に定める支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第26条 この法人に、任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問により、業務の全般的な事項について意見を述べることができる。
- 4 相談役は、会長の諮問により、業務のうち重要な事項について意見を述べるができる。
- 5 顧問及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 顧問及び相談役は、報酬等を支給しない。ただし、費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で定められた事項

(開催)

第29条 理事会は、4月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は理事が招集する。

2 理事又は監事から理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があったときは、会長が招集する。

3 前項の請求をした理事又は監事は、会長がその請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知をしない場合は、自ら理事会を招集することができる。

4 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、開催の日の1週間前までに通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した副会長又は理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品

- (5) 事業に伴う収入
 - (6) 資産から生ずる収入
 - (7) その他の収入
- (資産の管理)

第35条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。
(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた事業計画及び収支予算は、総会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公的目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を5年間事務所に備え置くとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

4 この法人は、第2項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金)

第39条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解 散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第44条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会及び部会の委員は、会員のうちから、理事会が選任する。

3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補 則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は小田島繁信、専務理事は大岩芳勝とする。

4 この定款は、平成29年5月26日から施行する（第19条第1項変更：理事定数）